

地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について

令和 5 年 10 月 6 日
地方公共団体への公金納付
のデジタル化の検討に係る
関係府省庁連絡会議決定

「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁（以下「関係府省庁」という。）においては、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、以下について、地方公共団体のほか、住民・民間事業者等のユーザーとなる関係者の意見を聞きながら、所要の取組を推進していくこととする。

1. 地方公共団体が公金納付に eL TAX を活用できるようにするための取組

デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、地方公共団体（都道府県・市区町村をいう。以下同じ。）の普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について、地方公共団体の判断により eL TAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に要請を行い、所要の立法措置を講ずるなど、必要な取組を行う。

この際、多くの地方公共団体においては、共通の情報システムで多種の公金の収納管理を行っており、こうした場合には、当該情報システムの改修を行うことで、当該多種の公金についてあわせて eL TAX を活用した納付が可能となることを踏まえ、幅広い公金での活用を地方公共団体に要請するものとする。

なお、eL TAX を活用した公金納付については、住民・事業者の公金の納付の煩雑さを生じさせないため、「地方税統一 QR コード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

2. 全国的に共通の取扱いとして eL TAX を活用した公金納付を行うことを可能とする取組

デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとして eL TAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う。

① いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金

いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後

期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAX を活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行う。

また、これらの公金に係る事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化対象事務であることから、標準仕様書にeLTAXを活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する。

② その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金

その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金については、eLTAX を活用した納付により、納付者の利便性が大幅に向上することを踏まえ、こうした性質を有する公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAX を活用した納付を行うことができるようにすることを目指し、地方公共団体に重点的に要請を行う。

3. その他の必要な取組事項

上記1及び2に基づく取組のほか、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組については、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）に基づき、所要の取組を推進していくものとする。また、デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、エンドツーエンドでのデジタル完結による住民や民間事業者の利便性向上等を実現するため、公金収納に係る納付通知について、地方公共団体がフロントサービス（マイナポータルやe-Gov）を活用して電子的に送付する方法のほか、一定の公金収納を担うこととなるeLTAXとの連携も視野に速やかに検討する。

4. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。

その上で、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAX を活用した公金収納を開始することを目指す。